

4月23日(日)は栗東市議会議員一般選挙 投票日

告示日 4月16日(日)

投票日 4月23日(日)

投票時間 7時～20時

市政を預ける人を選ぶ大切な選挙です。
あなたの貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

■投票できる人

次の①、②のいずれにも該当し、栗東市の選挙人名簿に登録されている人

- ①平成17年4月24日以前に生まれた人
- ②令和5年1月15日以前に栗東市に住民票を作成された人

※選挙人名簿に登録されている人であっても、投票までに市外へ転出された人は、投票できません

■投票所

投票所は、市内26か所に設けます。詳しくは「投票所」案内(4～5ページ)をご覧ください。

※3月31日以後に市内で転居された人は、前住所の投票所で投票してください

※投票所では、係員のマスク着用・アルコール消毒液の設置など、新型コロナウイルス感染症対策を行いますので、安心してお越しください

■開票

日時 4月23日(日) 21時～

場所 なごやかセンター 集会室

■ポスター掲示場

市内178か所に公営ポスター掲示場を設置します。

■選挙公報

投票日の前日(4月22日(土))までに各世帯に送付します。万一、選挙公報が届かない場合は、市選挙管理委員会にご連絡ください。

※選挙公報の電子データは、市ホームページでご覧ください

■投票所の混雑回避のお願い

過去の選挙では、9時から12時までが混雑する傾向にあります。できるだけ混雑する時間帯以外での投票にご協力をお願いします。

■投票所入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに一通の封筒に入れて送付します。投票日には、忘れずにお持ちください。万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票日に投票所で申し出てください。

※入場整理券が届かないときは、市選挙管理委員会にお問合せください

■投票の方法

投票用紙(クリーム色)に候補者の氏名を書きます。

■不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院(入所)している人は、その病院などで不在者投票をすることができます。

出張などで市外に滞在している人は、滞在先の市(区)町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

※投票用紙等の請求手続きには日数がかかります。

事前に請求できますので、早めに請求ください

※請求書の様式や要件・手続などの詳細は、市ホームページ(栗東市選挙管理委員会で検索)に掲載しています

大切な一票
必ず投票しましょう



■郵便等による不在者投票（在宅投票）

身体に次のような重度の障がいのある人は、あらかじめ市選挙管理委員会に手続きすると、郵便などにより自宅で投票をすることができます。

対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちの人で、両下肢、体幹、または移動機能の障害の程度が1級か2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級か3級、免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級までの人
- ②戦傷病者手帳をお持ちの人で、両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第三項症までの人
- ③介護保険被保険者証をお持ちの人で、要介護状態区分が要介護5の人

手続方法 在宅投票をするためには、市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要です。この証明書の請求はいつでもできますので、早めに請求してください。手続方法については、市選挙管理委員会にお問合せください。

請求期限 4月19日(水)（必着）

■代理記載制度

在宅投票ができる人で、かつ、次のような重度の障がいのある人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

- ・身体障害者手帳をお持ちの人で、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
- ・戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までの人

■特例郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症のために宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件を満たす場合、郵便などで投票をすることができます。

対象者 次の①、②のいずれかに該当し、外出自粛要請等の期間が投票用紙を請求する時に令和5年4月17日(月)から4月23日(日)までの期間のどこかに重なると見込まれる宿泊療養者または自宅療養者

- ①感染症法または検疫法の規定による外出自粛要請を受けた人
 - ②検疫法の規定による隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている人
- ※外出自粛要請期間が終了した後に請求された人は、対象になりません

※濃厚接触者は対象ではありませんが、投票所などで投票ができます（マスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止にご協力ください）

手続方法 前述の対象者で、特例郵便等投票を希望する人は、市選挙管理委員会に①の「外出自粛要請」、または②の「隔離・停留の措置に係る書面」を添付した「請求書（本人の署名が必要）」を郵便などで送付し、投票用紙などを請求してください。

請求期限 4月19日(水)（必着）

※請求書の様式や要件・手続などの詳細は、市ホームページ（栗東市選挙管理委員会で検索）に掲載しています

※請求書は市選挙管理委員会から、電話で取り寄せることもできます

期日前投票ができます

期日前投票宣誓書（入場整理券の裏面）に必要な項目を記入することで投票日前に投票できます。入場整理券が届いていれば、記入してお持ちください。

場 所	投票期間	投票時間
市役所 2 階 第 1 会議室	4月17日(月)	8時30分～20時
アル・プラザ栗東 3 階	4月22日(土)	10時～20時

対象となるのは、投票当日、仕事や用務、旅行などの予定のある人、病気や負傷、身体の障がいなどのため歩行が困難な人などです。



選挙管理委員会

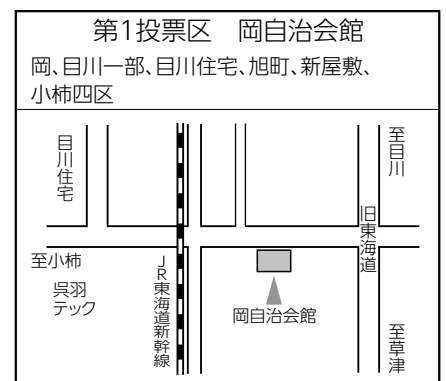
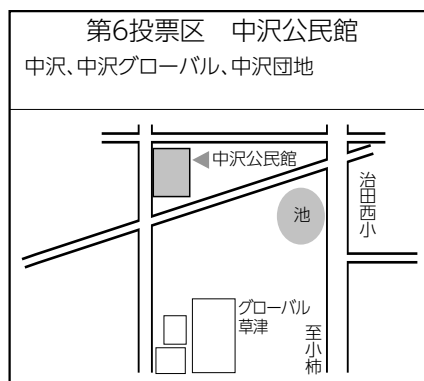
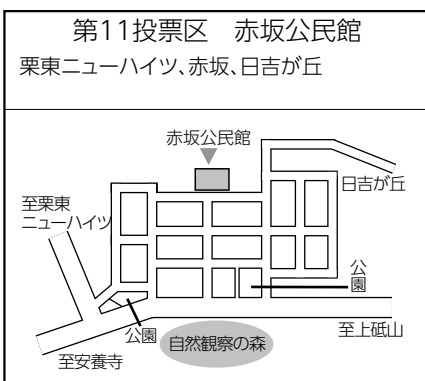
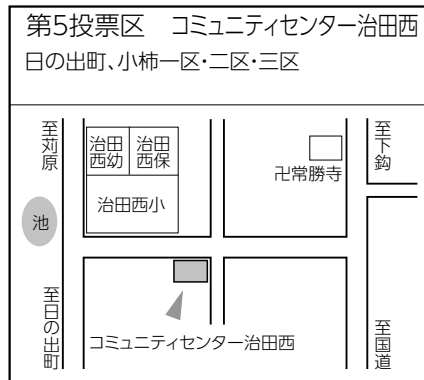
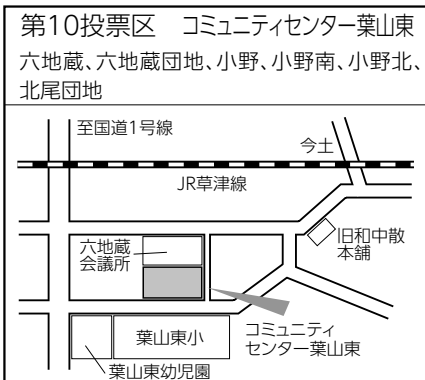
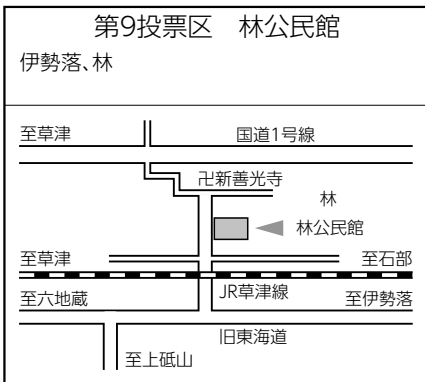
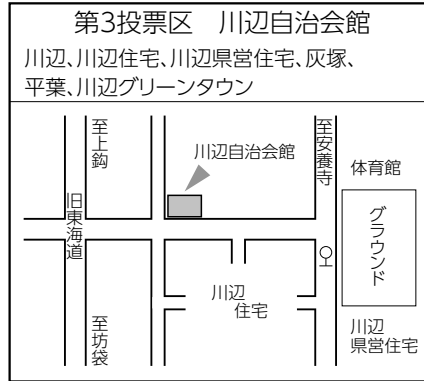
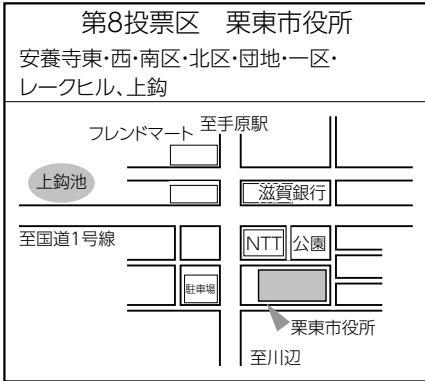
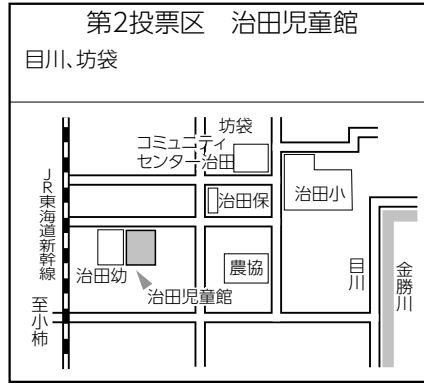
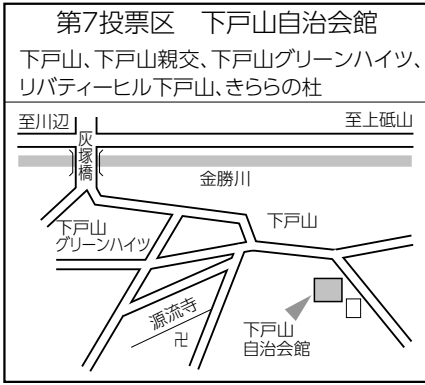
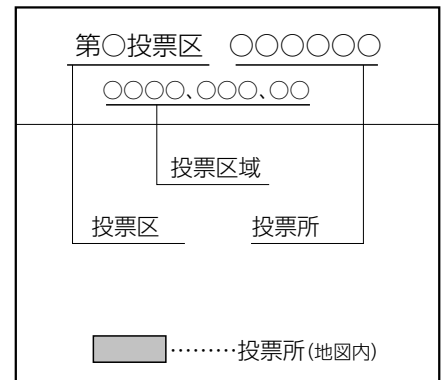
☎ 553-1234 (代) FAX 554-1123

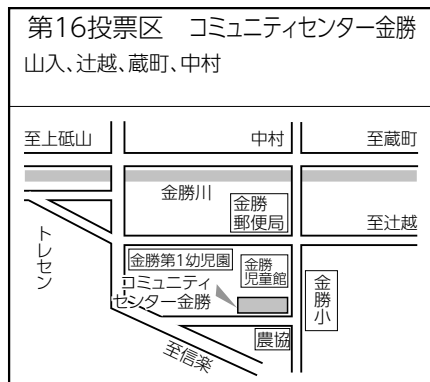
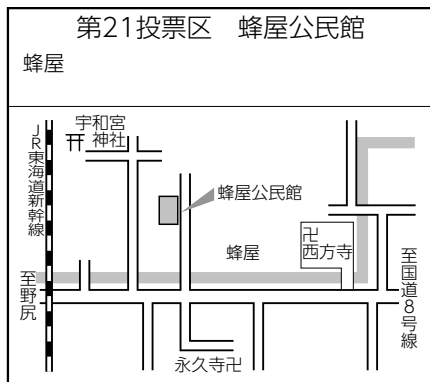
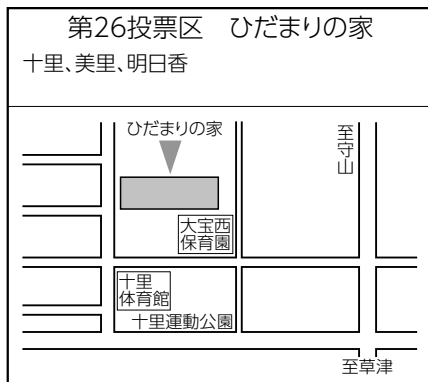
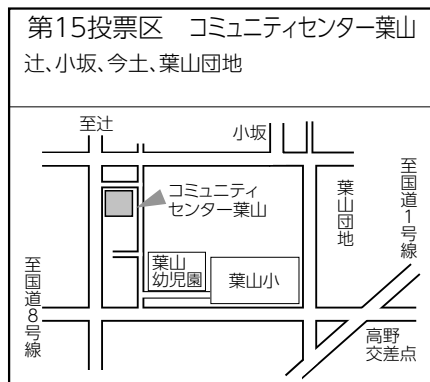
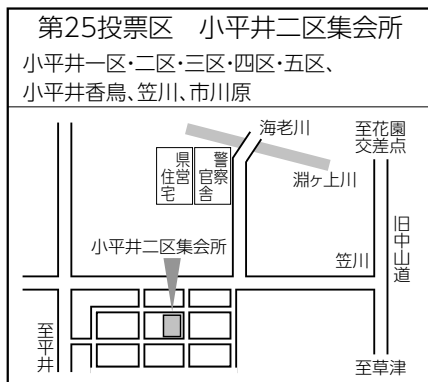
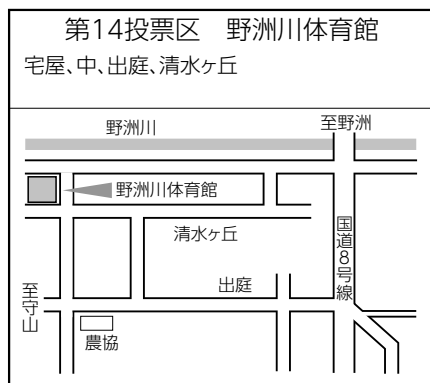
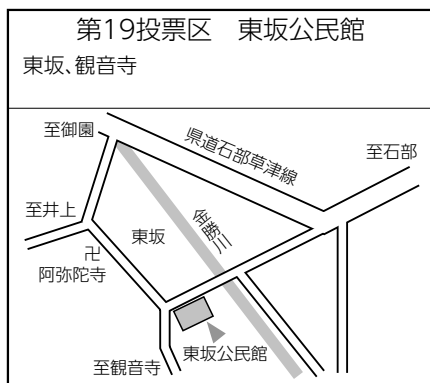
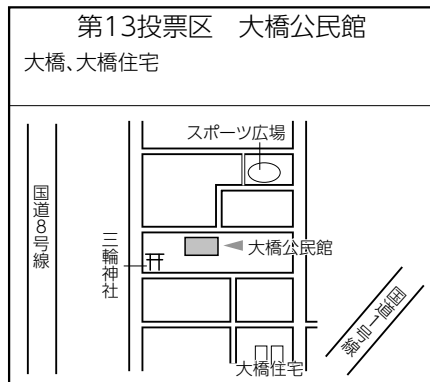
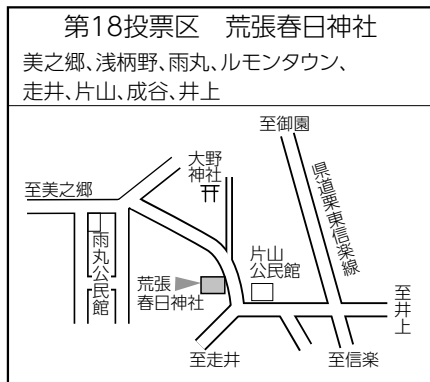
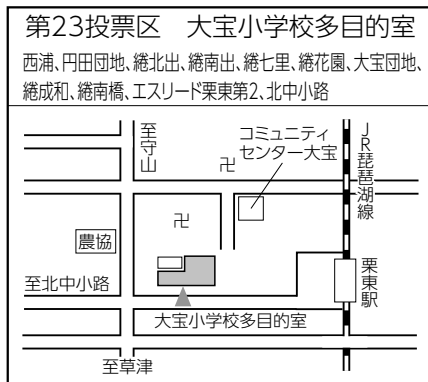
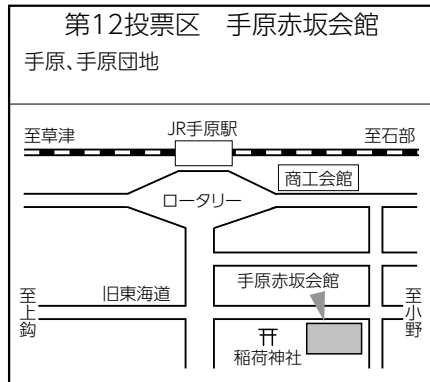
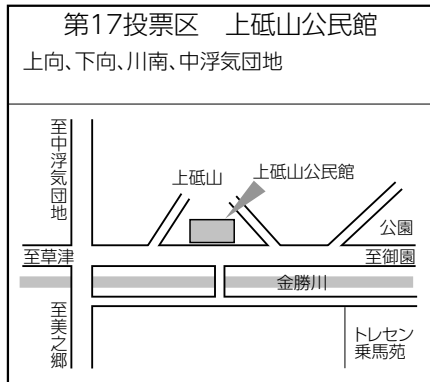
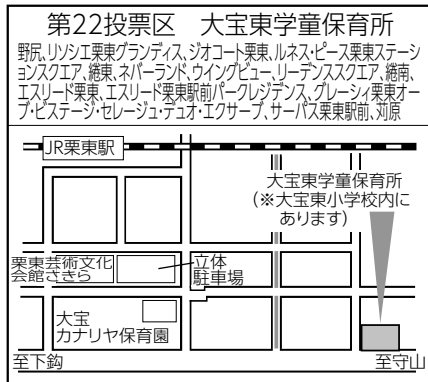
栗東市議会議員一般選挙

「投票所」案内



▼ 地図の見方





新婚世帯の新生活を応援します！

結婚新生活支援補助金

申請期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日



詳細は、市ホームページ
をご確認ください

経済的な理由で結婚に踏み切れない若者を対象に、新生活を始めるために必要となる費用を支援します。経済的負担を軽減し、結婚の後押しや安心して出産・子育てができる環境をつくり、少子化対策と本市への定住促進につなげます。

対象となる世帯

- ・申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が栗東市内であり、かつ申請する住宅の住所となっている
- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ・婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下である
- ・令和4年分（令和5年5月31日までに申請を行う場合は令和3年分）の夫婦の合計所得金額が500万円未満
- ・当補助金の交付を過去に受けたことがない
- ・本市に継続して3年以上居住する意思がある

補助金額

- ・29歳以下の人 40万円（39歳以下の人 30万円）
- ・29歳以下の人で住宅取得費用を含む場合 60万円

対象となる費用

- ・住宅取得費用 ・住宅賃貸費用
- ・引越費用 ・リフォーム費用

※予算の上限に達した時点で受付を終了します

※令和6年2月28日以降の申請を希望する人は、必ず事前
にご相談ください

圏地方創生企画課 TEL 551-1808 FAX 554-1123

おめでとうございます！ 大臣表彰・全国社会福祉協議会会長表彰



市長と表彰状を手にする長谷川さん(右)
と奥村さん(左)



奥村 猛さん
全国社会福祉協議会
会長表彰

平成16年から民生委員・児童委員として、行政や社会福祉協議会と連携し、地域に根ざした社会福祉の発展に寄与されました。元栗東市民生児童委員協議会連合会会長。



長谷川 すみ子さん
厚生労働大臣表彰

平成13年から主任児童委員、また平成22年からは民生委員・児童委員として地域福祉の向上に貢献。現在は葉山東学区の民生委員児童委員協議会会長として活躍。

圏学校教育課
TEL 551-0130
FAX 551-0149

治田小学校と聾話学校の43年にわたる交流と日頃の活動が評価され、令和4年度滋賀県インクルーシブ教育賞を受賞しました。
近年はコロナ禍で積極的な交流が難しい状況の中、オンラインを活用した交流や、田植えや稲刈りをおして小学5年生同士が交流するなどの活動が続けてきました。今後も、障がいのある、ないにかかわらず、ともに生きる仲間としてお互いの立場を認め合えるような心の育成をめざします。

治田小学校・聾話学校

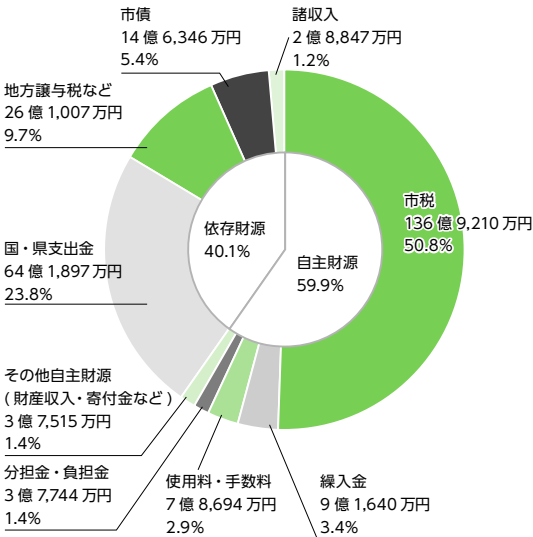
滋賀県インクルーシブ教育賞受賞



■一般会計

総額は、269 億 2,900 万円で前年度当初に比べて 5 億 6,200 万円、2.1%の増となっています。令和 5 年度も財政健全化に向けた取組みを進めながらも、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に配慮しつつ、アフターコロナを見据えながら第六次総合計画や各種計画を進める観点から、地域の実情を踏まえたまちの活力維持・向上を図り、より一層の施策を展開していくための予算を計上しています。

一般会計



歳入

コロナ禍などによる不確定要素を抱えながらも、個人市民税 (+1,430 万円) や法人市民税 (+7,850 万円) などの増加を見込み、市税全体では前年度比 +2 億 1,030 万円、1.6% の増加を見込んでいます。

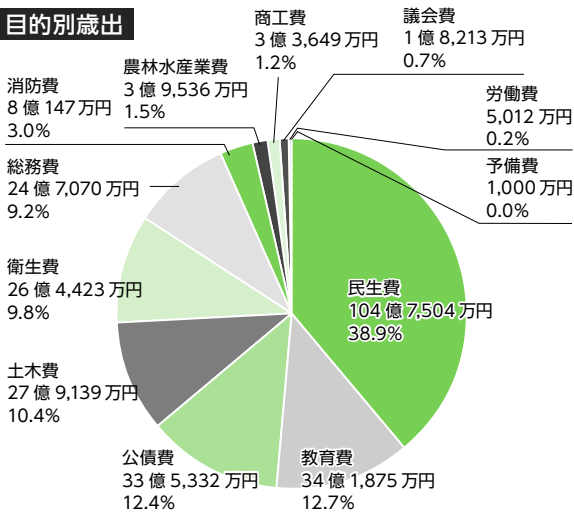
国庫支出金は出産・子育て応援交付金 (+3,296 万円)、地方創生道整備推進交付金 (道路新設改良) (+4,352 万円) などの増加に対して、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (−1 億 1,317 万円) などの減少により前年度比 − 3,995 万円、− 0.9% の減となっています。

歳出

大宝西小学校大規模改造事業や出庭林線、東部六地藏東西線、草津川跡地整備事業などの増により、普通建設事業費が前年度比 +2 億 8,704 万円、11.5% の増となっています。

その他経費では、物件費が物価高騰の影響による公共施設の燃料費や光熱水費の上昇、県議会議員選挙や市議会議員選挙などの増により、前年度比 +1 億 7,634 万円、3.7% の増となりました。

目的別歳出



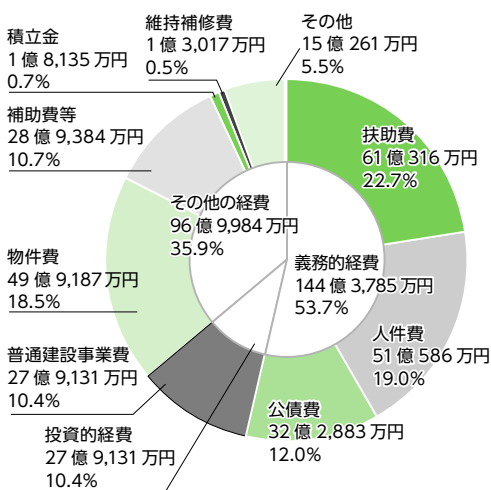
■特別会計

水道事業会計、公共下水道事業会計を含む全 9 会計で、前年度比 +2,800 万円、0.2 % 増の 164 億 500 万円となっています。

■一般会計と特別会計の合計

前年度と比較すると、5 億 9,000 万円増の 433 億 3,400 万円で 1.4% の増となりました。

性質別歳出



【会計別当初予算額比較】

会計名	令和 5 年度		前年度比
	予算額	構成比	
一般会計	269 億 2,900 万円	62.1%	2.1%
特別会計	164 億 500 万円	37.9%	0.2%
土地取得特別会計	1 億 2,426 万円	0.3%	1.1%
国民健康保険特別会計	54 億 9,549 万円	12.7%	4.3%
介護保険特別会計	43 億 1,388 万円	10.0%	3.0%
栗東墓地公園特別会計	639 万円	0.0%	− 5.6%
大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計	6,561 万円	0.1%	3.8%
水道事業会計	23 億 6,668 万円	5.5%	− 9.6%
公共下水道事業会計	32 億 3,695 万円	7.5%	− 2.8%
農業集落排水事業特別会計	3,760 万円	0.1%	2.6%
後期高齢者医療特別会計	7 億 5,814 万円	1.7%	2.0%
合計	433 億 3,400 万円	100.0%	1.4%

1. 経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち

●東部開発推進事業 2億5,403万円

東部地区で新たな産業拠点となる開発整備を推進するために必要な東部六地蔵東西線の道路工事などを実施します。

●こんぜの里管理運営経費 3,214万円

野外活動や観光の拠点である、こんぜの里周辺施設の管理運営を行い、農林業の振興と地域活性化を推進します。また、民間活力導入の可能性を探るため、こんぜの里周辺施設の民活可能性調査等を実施します。

2. 自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち

●出産・子育て応援交付金支給事業 5,122万円

妊娠時、出産後の面談により、妊娠1回につき5万円、新生児1人につき5万円の経済的支援を行い、子育て期の経済的負担を軽減します。

●赤ちゃんおむつ費用助成事業 1,108万円

安心して子どもを産み育て、健やかに育つようまち全体で応援するため、乳児に必要なおむつ費用を助成します。

●学校給食共同調理場管理運営経費 6億7,073万円

子どもたちに安全・安心でおいしい給食を提供するため、給食調理・配送などの学校給食共同調理場の運営に関する経費を支出しています。また、9月からを目途に週5日制学校給食を実施します。



3. 健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生が実現しているまち



●健康増進事業 7,462万円

健康状態を確認し、各種がん検診などを実施するとともに、健康づくりに関する包括連携協定に基づく施策、予防医療に向けた新たな事業として予防歯科のキックオフ事業を実施します。

●体育振興経費 1,750万円

令和7年に滋賀県での開催が予定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた準備として競技会場設計などを実施します。

4. 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち

●市道新設改良事業

9億6,580万円

道路ネットワークの構築に向け、地方創生道整備推進交付金を活用しながら出庭林線などの道路整備を引き続き実施します。

●環境センター施設整備事業

262万円

新しい環境センターの整備に向けて、建設候補地の地域特性を把握し、生活環境影響調査の調査項目を選定するため、事前調査を行います。

5. 参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち

●ふるさとりっとう応援寄附推進事業

1億5,931万円

地域資源を活用した栗東ならではの返礼品の拡充や効果的な市の魅力発信に努めるとともに、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングによる制度の独自PRなどを進めていきます。



◀クラウドファンディングを活用し、デザインマンホール蓋を製作します

●地方創生推進事業

3,235万円

少子化対策の強化や定住促進につなげるため、結婚新生活支援事業を実施するほか、転入・転出者アンケート調査を実施し、人口確保・定着に向けた課題を整理します。また、国のデジタル田園都市国家構想に基づき、総合戦略の改訂に取り組みます。

市民の皆さまへ

市長からの

メッセージ



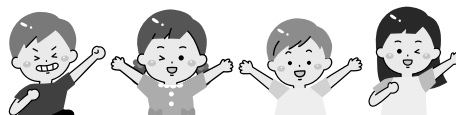
新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、3月13日からマスク着用が個人の判断に委ねられることとなりました。このことを受け、滋賀県では「マスク外してよし!」と基本的な考え方を示され、本市でも同様の対応とすることを決定したところであり、5月8日からは、新型コロナウイルスの感染症法上の分類の引き下げがされるなど、ようやく感染に注意を払いつつも社会経済活動の本格化に向け大きく舵を切る段階に入ったものと考えています。

市長1期目が本格的に始まる中で、「まず、やってみる。自らやってみる。何事にも果敢にチャレンジする。どんな課題や困難があっても、チャレンジし続ければ必ずや、新しい景色が見えてくる」、こうした気持ちで「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東（まち）づくり」の実現に向け、全身全霊で市政運営に取り組んでまいります。

「ここにしかない」を生かすことをまずは考え、一歩ずつ着実に前進することで、「楽しいまちを創る」を実感いただけるよう、また、栗東で安心して暮らせ、誇れるまちづくりに向け全力を傾注してまいりますので、今後も市民皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

栗東市長
竹村 健

小・中学生の医療費助成



市では、小・中学生の医療費の一部を助成しています。
新小学1年生で受給券（オレンジ色）の交付申請がまだの人は申請してください。
中学生は入院した場合に医療費助成を受けられます。

小学生対象 子ども医療費助成

対象者 小学生（令和4年9月診療分までは小学1～3年生が対象）

助成範囲 保険診療内の医療費の一部

自己負担

- ・通院 1診療報酬明細書あたり500円
- ・入院 自己負担なし

助成方法 オレンジ色の受給券を医療機関で保険証と一緒に提示

申請方法 記入済の申請書に対象児童の保険証の写しを添えて、保険年金課窓口で申請（郵送申請も可能）

岡保険年金課 福祉医療係

TEL 551-0316 FAX 553-0250

中学生対象 子ども入院医療費助成

対象者 中学生（令和4年9月診療分までは小学4～中学3年生が対象）

助成範囲 入院における保険診療内の自己負担分

助成方法 申請による払い戻し（受給券はありません）

申請方法 医療機関などの窓口で自己負担分の医療費を支払い後、領収書などの必要書類を保険年金課へ。後日、指定口座へ振込みます。

※医療費が高くなる場合、加入中の健康保険組合などから「限度額適用認定証」の交付を受けると、医療機関での支払いが一定限度額にとどまります

※払い戻し申請の前に「高額療養費」および「附加給付金」の支給対象になるか確認し、支給対象になる場合、加入している健康保険の支給を受けてから申請してください

※他の公費助成制度の券がある場合は、必ず医療機関に提示してください

18歳（成人）を迎えてできること

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳の人は親の同意がなくても、自分の意思で契約ができるようになりました。同時に義務や責任を負い、未成年者取消ができません。契約するときは、親や周りの人に相談し、慎重に契約しましょう。

また、女性の婚姻開始年齢が引き上げられ、男女とも結婚できる年齢が18歳となりました。ただし、令和4年4月1日の時点ですでに16歳以上だった女性は、引き続き18歳未満でも結婚することができます。

18歳になったらできる	20歳にならないとできない
・親の同意なしに契約できる ・携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、アパートを借りる など ・10年有効のパスポートを取得できる ・公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格の取得 ・性別取扱いの変更審判を受けられる ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に	・飲酒をする ・たばこを吸う ・競馬、競輪、競艇、オートレースの投票権（馬券など）を買う ・養子を迎える ・大型・中型自動車運転免許の取得

<契約関係>

岡自治振興課

TEL 551-0115

FAX 551-0432

<婚姻関係>

岡総合窓口課

TEL 551-0110

FAX 553-0250

令和6年栗東市はたちのつどい

本市では成人式の名称を「栗東市はたちのつどい」とし、従来どおり20歳を対象に開催します。

開催 令和6年1月7日(日)

場所 栗東芸術文化会館さくら 大ホール

対象者 平成15年(2003年)4月2日から平成16年(2004年)4月1日に生まれた人

※以前校区内に在住し、現在は他の校区や他市に在住で参加希望の人は、直接会場にお越しください（事前の連絡は不要）

岡生涯学習課 青少年教育係 TEL 551-0496 FAX 552-5544

≡ とびっきりの世界！ //

にじ色いろいろアート展

開催 3月22日(水)～4月7日(金)

会場 市役所 1階ロビー 展示コーナー



▲令和3年4月アート展の様子

4月2日は世界自閉症啓発デー にじ色いろいろアート展を 開催しています！

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日から8日までの期間を『発達障がい啓発週間』と位置づけています。全世界の人々に自閉症への理解を深める取組が行われている中、本市でも令和3年より、自閉症をはじめとする発達障がいを知る機会として作品展を開催しています。絵画、作品をとおして「好きなものを追求するパワー」「ユニークな着眼点」「研ぎ澄まされた感覚」など、とびっきりの世界をご覧ください。図書館(本館)では、発達障がい関連の図書も展示しています。
(展示期間 3月31日(金)～4月12日(水))

もっと知ってほしい 発達障がいのこと

発達障がいとは・・・

発達障がいは生まれつきのもので、本人の性格や努力、保護者の子育ての仕方は関係ありません。発達の特性が理解され、尊重されることで、その人が持つ力が発揮されます。

発達の特性が正しく理解されず、誤解され、不適切な関わりや非難ばかりを受けると、不適応を起こしたり、トラブルになったり、互いに傷つき相容れなくなります。

得意な面、良い面を認め合い、不得意な面は支え補いながら、誰もがいきいきと暮らしていきましょう。

パニックへの対応

発達障がいのある人は繊細さゆえにパニックになることがあります。パニックとは、どうしたら良いのかわからない、困惑、不安、悲哀、怒りなどいろいろな気持ちや考えが入り混じった状態です。要因は人それぞれですが、混乱したままでは次の行動へと動けないため、パニックが鎮まることが重要です。本人が安心できる環境を作り、場面を変えることで鎮まりやすいと考えられています。

パニックが生じている時には、そっと場面を変える提案をしてみましょう。

圏発達支援課 発達支援係

TEL 554-6152 FAX 554-6153

りっとう de 保育のおしごとフェア♪ 2023

栗東で保育の仕事をしませんか？

市内の認可保育所が集まって、その魅力を紹介します。ブランクがある人も、保育の仕事に興味がある人も、ぜひ気軽にご参加ください。

※詳細は市ホームページをご覧ください



圏幼児課 保育園係

TEL 551-0424 FAX 551-0149

日時 5月13日(土) 13時～15時

場所 栗東芸術文化会館さくら 小ホール

参加費 無料

申込み 不要

託児 あり(一人遊びができる子どもから)

※受付時にお申し出ください



75 歳以上のすべての人が加入します

加入者（被保険者）となる人は、
① 75 歳以上のすべての人と、② 65 歳以上 75 歳未満で、一定の障がいがあると申請により広域連合が認めた人です。

※ 75 歳の誕生日の前月に被保険者証を簡易書留で送付します（保険加入のための申請手続は必要ありません）

保険料額や支払い方法についての通知書は

7 月中旬に送付します

保険料は、6 月に前年中の所得が確定した後に、その所得をもとに算出します。

均等割額の 5 割軽減と 2 割軽減の対象となる人の

所得の範囲が拡大されます

対象世帯にかかる所得判定基準の被保険者数に乗ずる金額が、5 割軽減については 28.5 万円から 29 万円に、2 割軽減については 52 万円から 53.5 万円に変更になります。詳細は、7 月中旬に送付する通知書をご確認ください。

高額療養費

1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。



自己負担限度額表

負担割合	所得区分		外来と入院の合計（世帯単位） ^①	
3 割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得 690 万円以上		252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% < 140,100 円 > ^②	
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得 380 万円以上		167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% < 93,000 円 > ^②	
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得 145 万円以上		80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% < 44,400 円 > ^②	
負担割合	所得区分		外来のみ（個人単位）	外来と入院の合計（世帯単位） ^①
2 割	一般Ⅱ		18,000 円または (6,000 円 + (医療費 - 30,000 円) × 10%) の低い方を適用 年間（8 月から翌 7 月） 上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 > ^②
1 割	一般Ⅰ		18,000 円 年間（8 月から翌 7 月） 上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 > ^②
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円

① 「世帯単位」の計算では、同じ世帯内の滋賀県後期高齢者医療保険制度の医療給付を受ける人全員の病院・診療所・調剤薬局などの医療費を合算できます。

② < > は過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合の 4 回目以降の負担額です。

※ 入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド料などは、支給の対象外です

※ 後期高齢者医療保険制度にて初めて高額療養費に該当される人は、市から申請書を送付します。申請手続きは初回のみで、その後に支給対象となった場合は、自動的に振り込まれます

納付書に「^{エル}eL マーク」があれば 市税のお支払いが便利・簡単になります



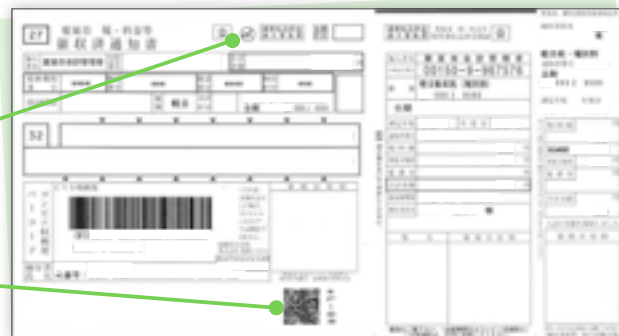
令和 5 年 4 月から、新たに納付書に印字された「^{エルキユーアル}eL-QR」を読み取ることで市税の納付が可能になります。

対象税目

- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ※市県民税（普通徴収）、国民健康保険税については準備が整い次第対応します

利用できる納付書

納付書に「eL-QR」が印字されたもの



納付方法

地方税お支払いサイト

クレジットカード払い、インターネットバンキングを利用した納付ができます。

※クレジットカード払いは手数料がかかります

※ eL-QR の読み取り以外に、納付書に印字された「eL 番号」を入力することでも納付できます



地方税お支払いサイト

各種スマホ決済アプリ

スマホ決済アプリを起動し「eL-QR」を直接読み取ってお支払いください。利用可能なスマホ決済アプリは「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

※地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリで納付する場合は領収証書は発行されません。領収証書が必要な人は、従来通り金融機関やコンビニ、市役所窓口で納付ください



地方税ポータルサイト

金融機関窓口

納付書の裏面に記載の市指定の金融機関のほか、全国の eL-QR 納税対応金融機関でのお支払いが可能です。

対応金融機関は eLTAX 地方税ポータルサイトでご確認できます。

税務課 納税推進室

TEL 551-0107 FAX 551-2010

路上喫煙は やめましょう

路上や公園など多くの人が集まる場所での喫煙は、子どもをはじめ、他の歩行者に直接的な危害を加える可能性があるだけでなく、受動喫煙による健康への被害を与えることから、路上喫煙はやめましょう。

市では、路上喫煙の防止に関する条例を制定するとともに、駅前には喫煙スペースを設置しています。

喫煙マナーを守り、吸い殻は適切に処理してください。



圏環境政策課 生活環境係

TEL 551-0341

道路に関する工事、道路の占用は 市への申請が必要です

道路管理者以外が道路に関する工事（車の乗り入れのため歩道を切り下げる、道路側溝に排水管を接続するなど）を行う場合には、道路法第24条により道路管理者と協議のうえ、工事の承認を受ける必要があります。

また、道路を占用する場合は道路法第32条に基づき道路管理者の許可となりますので事前に道路管理者と協議をしてください。

道路に関する工事、道路の占用については内容によって承認・許可ができない場合があります。詳細は下記へご相談ください。



圏土木交通課 管理・用地係

TEL 551-0292 FAX 552-7000

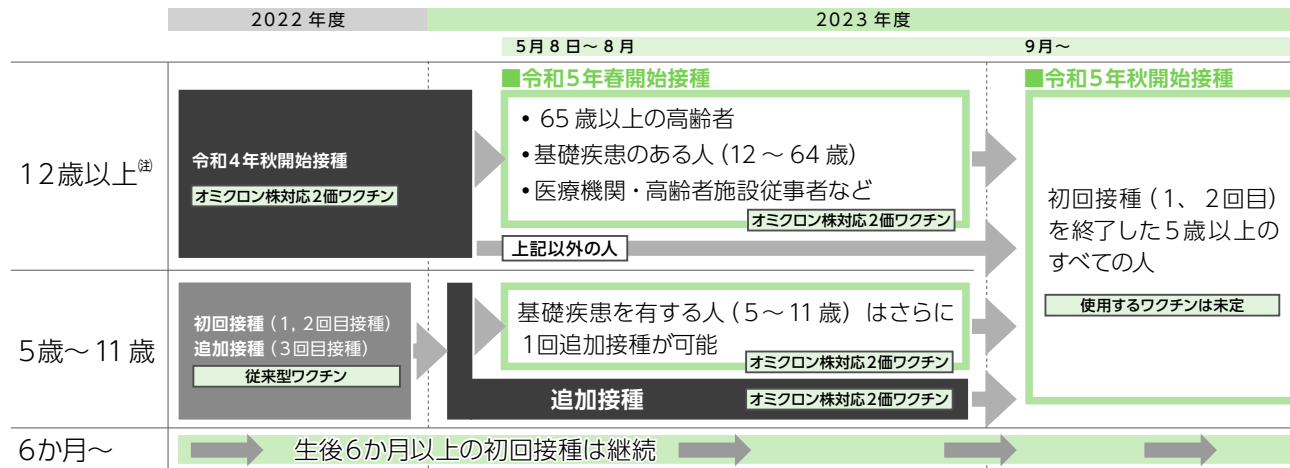


新型コロナワクチン接種の お知らせ

最新の情報は市ホームページをご覧ください。



新型コロナワクチン接種は4月1日以降も無料接種とし、5月8日からは、高齢者や基礎疾患のある人などを対象に、令和5年春開始接種を実施します。9月からは、冬の感染拡大に備え、5歳以上のすべての人を対象に令和5年秋開始接種を実施します。接種体制や接種券の発送時期など詳細は決まり次第、市ホームページや広報でお知らせします。



(注)「令和4年秋開始接種(オミクロン株対応2価ワクチン)」は、3月31日までの接種期間でしたが5月7日まで延長されました。希望する人は5月7日までに必ず接種してください。12歳以上で「令和5年春開始接種」の対象でない人は、9月まで接種することができません。

■小児(5歳～11歳)のオミクロン株対応2価ワクチン接種について

従来型による初回・追加接種を完了した人への追加接種は、4月1日よりオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。基礎疾患のある人は、令和5年春開始接種として、さらに1回の追加接種が可能です。接種間隔は、前回のワクチン接種終了後3か月以上の間隔をあけて接種します。

■初回接種について

初回接種をしていない生後6か月以上のすべての人を対象に令和5年度の1年間は従来型ワクチンを使用して引き続き実施します。

■予約や接種に関する一般的な相談の問合せ

【栗東市新型コロナワクチン接種コールセンター】

TEL 554-6159

受付時間 9:00～17:00(平日のみ)

TEL 0570-059-550(ナビダイヤル)

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝のみ)

問ワクチン接種推進室

TEL 554-6155

FAX 554-6156



栗東市新型コロナ
ワクチン集団接種
予約サイト

防災・防犯情報配信システムの 登録をしましょう

防犯情報や気象警報、防災行政無線のスピーカーから放送している防災情報などを、登録した携帯電話やパソコンのメールへ一斉に配信するサービスです。登録時に受信したい内容を選択することができます。

登録方法

- ・パソコンまたは、携帯電話から次のアドレスに空メールを送信してください。
bousai.ritto-city@raidan2.ktaiwork.jp
- ・登録案内メールが届きますので、画面の案内に従い、登録してください。



登録用
QRコード

問危機管理課 危機管理係 TEL 551-0109 FAX 518-9833

毎月20日は 栗東市防犯デー

滋賀県では、安全で住みよい地域社会を実現するため、毎月20日を「地域安全の日」と定めています。

本市でも毎月20日を「栗東市防犯デー」とし、市内の関係機関と連携し、市役所前での啓発活動や啓発物品配布、防犯メールの配信などを通じて、安全なまちづくりに取り組んでいます。この機会に、普段から防犯意識を高め、定期的な地域での自主防犯活動にご協力いただき、犯罪に遭わない、また犯罪を起こさせない、犯罪ゼロのまちを協働して目指しましょう。

改定した自転車安全利用五則を守りましょう！

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。これを機会に、自転車に関する交通ルールを更に広め自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」が改定されました。

交通ルールは歩行者・自転車・自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを知っているだけでなく、それらを守ることが重要です。「自転車安全利用五則」を守って、安全運転に努めましょう。



自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、原則車道を通行し、左側に寄って走行しなければなりません。歩道を通行できる場合、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。道路標識などにより、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

3. 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間（夕暮れ）は必ずライトを点灯しましょう。

4. 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。

5. ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

※内閣府作成：自転車安全利用五則広報啓発チラシより引用

国土交通課 交通政策係

TEL 551-0291 FAX 552-7000

ごみや廃棄物のポイ捨て、放置は
法律に違反する行為です

米や小麦を栽培する田んぼや畑にゴミ
を捨てないでください。

生産者が丹念に栽培する農地に、たば
この吸い殻や、プラスチック製品などの
有害成分が投げ込まれるたびに、農産物
の安全確保と地域の環境保全のため、生
産者が拾って処分しています。

廃棄物を他人の所有地や河川などの公
共の場所に放置することは、廃棄物の処
理および清掃に関する法律に抵触するだ
けでなく、迷惑行為や軽犯罪にもあたり
ます。

ゴミやペットのふんなどは、各自で適
切に処分してください。



国土交通課 農政係

TEL 551-0124

FAX 551-0148